〇農林水産省令第八十四号

包括的 な経 済 上 \mathcal{O} 連携に関 する日本国とグレ] トブリテン及び北アイルランド連合王国との間 \mathcal{O} 協 定附品 属

A第三編 第 В 節 第 款七 \mathcal{O} 規定に基づき、 及び 同 協定を実施するため、 包括 的 な経 済上 $\overline{\mathcal{O}}$ 連 携 に関 す

る日本国とグレ] トブリテン及び北アイルランド連合王国との間 の協定に基づく農林水産省 \mathcal{O})所掌事: 務に係

る物資の日英特恵輸入証明書に関する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十一日

農林水産大臣 野上浩太郎

包括 的 な経 済上 の連 携に 関する 日 本国とグレートブリテン及び北アイルランド連 合王 国との 間 \mathcal{O} 協定

に基づく農林水産省 \mathcal{O} 所掌事的 務に係る物資の日英特恵輸入証 明書に関する省令

(日英特恵輸入証明書の発給の申請)

第 一条 包括的 な経済上 一の連 携に関する日本国とグレ ートブリテン及び北アイルランド連合王 国との間 の協

定附 属 書二— -A 第三 一編第B 節 (次条に お į١ て 「協定第B節」 という。)に基づく特定の 原 産 品 に 0 7 て \mathcal{O}

関 税 上 の 特· 恵待遇 (第三条及び第四条において単に 「特恵待遇」という。) の適用を受けようとする者は

別 記様式第一号による日英特恵輸 入証明書発給申請書 (次条第一項及び第四条において単に 「申請・

という。 を農 林 水 産大臣 に 提出 L なけ れ ば なら な \ \ \

日 英 特 恵 輸 入 証 明 書 \mathcal{O} 発 給

第二条 農林 水 産 大臣 は 申 . 請 書 0 提 出 があった場合において、 その 申請が 適正であると認めるときは、 協

定第 節 第 款五に規定する合計数量を超えない範囲内で、 同 款二に規定する日英特恵輸 入証! 明 (以 下

В

この 条及び 次条にお いて単 に 証 明書」 とい 、 う。) を発給するものとする。 ただし、 申 · 請 に お () 7 要求さ

れ た 総 数量 が 当 T該合計 数量 を超える場合に は、 同 款六に規定する優先順位 に従って発給するものとする。

2 証 明 書 \mathcal{O} 様 式 は、 別 記 様 式 第二号に よるも のとする。

3 証 明 書 \mathcal{O} 発 給 の対 象期 間 (次項において 「発給対象年度」という。) は、 その発給 の日の属する年度の

前 年 度の 初 日 カン ら末 日まで \mathcal{O} 期間とする。

4 証 明 書 \mathcal{O} 発 給 の対象は、 その)発給: 対 象年度中に、 協定第一 B節第二款に規定する原産品として関 税法 (昭

和二十 九 年 法 律 第六十 -一号。 以下この 項及 び次項 並 び に 次 条 に お 7 て 「法」 という。 第六 十七七 条 \mathcal{O} 輸入

申告が なされた貨物であって、 法第七十三条第一 項の 規定 に . よる輸1 入の許 可 前における貨物 \mathcal{O} 引 取 り 0 承

認を受けたものとする。

5 第 項 の規定により証 明 書の発給を受けた者 (次条にお いて単に 証 明 書 $\overline{\mathcal{O}}$ 発給を受けた者」 という。

は、 協 定 第 В 節 第 款 匹 に 規定する期限までに、 法その 他 関 税に関する法 令の 規定に基づ き、 当該 証 明

書を税関長に提出しなければならない。

(日英特恵輸入証明書の返納)

第三条 証 明 書 0 発給を受けた者は、 当該 証明書に記載された輸入申告番号につき特恵待遇の適用を受けて

又は当該 証 明 書を前れ 条第五 項に規定する期限までに .税関 長 \sim 提出することなく当該期限を経過 L て、 法

第六十七 条には 規定する る 輸 入 0 許可を受けたときは、 同 条 \mathcal{O} 規定に基づき税関 長から交付を受けた輸 入許 可

書の 写しを添 付した上で、 遅滞なく、 当該 証明書を農林水産大臣に返納 l なけ ればならな \ <u>`</u>

(公表)

第四 _ 条 農林 水産大臣は、 前三条に規定するもののほ か、 申請 書の提出時期及び提出先、 添付書類その他手

続に 関 し必要な 事 項並 びに特恵待遇 の適 用 の基準 に関する事項について定め、 公表するものとする。

附則

この省令は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との

間の協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

日英特惠輸入証明書発給申請書 (年度輸入許可前引取承認分)

	※受付番:					万				
		※受付年月	月	年	月	日				
申 請 年 月 日 申請者氏名(名称) 代 表 者 名 申 請 者 住 所										
						,				
申請数量の合計及び単位										
(1) 申請の明細										
関税分類番号 数量及び単位	輸入申告番号	輸入許可前引取 承認年月日	品	目	備	考				
(2) 提出者										
提出者氏名 <u></u>										
連 絡 先 電 話 番 号										
メールアドレス										
郵 便 番 号										
 住 所										
委任者との関係										

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ※印のある欄には記入しないこと。

日英特恵輸入証明書 (年度輸入許可前引取承認分)

証	明	書	番	: 号								
発	給	年	月	日		年 月 日	租 税関長への提出	出期限 _		年	月	日
申	請者氏	:名	(名	称)								
代	表		者	名								
申	請	者	住	所								_
電	話		番	号								
証	明の内	容										
	関税分	類番	号	数量》	及び単位	輸入申告番号	輸入許可前引取 承認年月日	品	目	その他	の事項	頁
-												
-												
f												

農林水産大臣